

「年金情報」

第 2 号
2024.8.22

＝若者も高齢者も安心・信頼の年金制度の確立をめざして＝

大阪年金者組合年金問題対策部

厚労省は7月30日に社会保障制度審議会年金部会に、来年の通常国会に提出する公的年金制度の改定法案に盛り込む課題について示しました。「年金情報第1号」では「遺族厚生年金の見直し案」について掲載しましたが、第2号では「障害年金の見直し案」について掲載します。

◆現在の障害年金の主な内容

- ◎国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住んでいる期間に、初診日のある傷病によって初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に障害基礎年金が支給される。
 - ◎ 20 歳前に初診日がある場合には、20 歳に達したとき（障害認定日が 20 歳以後のときは障害認定日）に1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。
 - ◎障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に1級～3級の障害の状態にある場合に障害厚生年金が支給される。（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）
 - ◎障害年金の受給権の発生時期
 - ①障害認定日による請求（基本）
 - ・被保険者期間等に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）において、障害等級表に定める障害の状態にある場合、障害認定日に受給権が発生。
 - ・障害認定日の属する月の翌月分から（障害認定日以後に 20 歳に達したときは、20 歳に達した日の属する月の翌月分から）支給。
 - ②事後重症による請求
 - ・障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった者でも、その後症状が悪化し、65 歳に達する日の前日までに、障害等級表に定める障害の状態になり、本人の請求があったときは、請求日に受給権が発生。
 - ・請求日の属する月の翌月分から支給。
 - ・その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。
 - ◎保険料納付要件
 - ・当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二であること。
 - ・特例措置として、令和8年3月31日以前に初診日がある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ納付要件を満たしたものとして扱われる
 - ◎障害基礎年金の額
 - ・ 1 級：昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方は 1,020,000 円 + 子の加算額※
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 1,017,125 円 + 子の加算額※
 - ・ 2 級：昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方は 816,000 円 + 子の加算額※
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 813,700 円 + 子の加算額※
 - ・ 子の加算額：2 人まで 1 人につき 234,800 円
3 人目以降 1 人につき 78,300 円
- ※子とは 18 歳になった後の最初の 3 月 31 日までの子、または 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の状態にある子です。



◎障害厚生年金の額

- 1級：(報酬比例の年金額) × 1.25 + [配偶者の加給年金額 (234,800 円)] ※
- 2級：(報酬比例の年金額) + [配偶者の加給年金額 (234,800 円)] ※
- 3級：(報酬比例の年金額)

3級の最低保証額：昭和31年4月2日以後生まれの方は612,000円
：昭和31年4月1日以前生まれの方は610,300円

※その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときに加算されます。

報酬比例部分の計算において、厚生年金期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金の計算の基礎とはされません。

■厚労省が検討している内容(見直し案)

◎初診日要件について(案)

障害厚生年金において、保険事故の発生時点を初診日とすることを維持しつつ、延長保護や長期要件を認める。

延長保護とは、被保険者資格喪失後の一定期間内に初診日があれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする。長期要件とは、厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後に保険事故が発生した場合であっても厚生年金の給付対象にする。

※厚労省の考え方

- ①初診日の僅かな違いによって障害厚生年金が受給できなかったケースや、過去に厚生年金保険料を長期に渡って納付していたが保険事故発生時点で厚生年金被保険者ではなかったために受給できなかったケース等について、障害厚生年金が支給される。
- ②精神障害等、発症から実際の受診が遅れることが多い障害について、厚生年金保険料を長期にわたって納付した者に障害厚生年金の受給可能性を広げることは、障害者の所得保障の充実に資する。

◎事後重症について(案)

事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認める

※厚労省の考え方

障害の状態に該当した時点から申請手続きが遅くなってしまったケース等について、障害年金が遡及して支給される。

◎直近1年要件について(案)

納付要件の特例措置としての直近1年要件について、令和8年3月31日が当該措置の期限となっているが、次期制度改正に向けて、これまで同様に10年間の延長をする

※厚労省の考え方

- ①現行どおり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たしたものと扱われることで年金受給につながる。
- ②この特例は、保険料を過去に長期間滞納していたとしても、直近1年間さえ納付していれば年金を支給する仕組みであるため、保険料を欠かさず納付している方や、過去、相当の期間保険料を支払ってきた、3分の2要件と直近1年要件のいずれにも該当せずに支給されない者からは不公平だと受け取られる可能性もある。



■その他の検討事項

◎障害年金受給者の法定免除期間について保険料納付済期間と同じ扱いにする(案)

※障害等級が2級以上の受給者の場合、国民年金保険料については法定免除となり納付することを要しないが、障害の状態が65歳前に軽減し、障害基礎年金の支給が停止された場合、65歳以降は、法定免除期間について保険料納付済期間に算入されずに減額された老齢基礎年金を受給することになる。

◎障害年金と就労収入の関係をどのように考えるか。両者の間で一定の調整を行うべき(案)